

第二体制

和歌山下津港、湯浅広港、由良港

区分：「第二体制」

「大津波警報・津波警報」発表時発出

(1) 在港各船舶は、直ちに荷役・作業を中止し、原則として港外避難すること。

なお、津波到達予想時刻までに港外避難を完了することが困難な船舶(予想される津波波高を勘案して安全に港外避難することが困難な船舶に限る。)及びタグボートによる離岸支援が不可欠な船舶は、可能な限り次に掲げる措置を講じ、乗組員等は最寄りの陸上避難場所避難すること。

- ① 係留強化
- ② 漏油防止措置
- ③ 積荷の流出防止措置

(2) 小型船舶は、可能な限り陸揚げ固縛又は係留強化すること。

(3) (1)から(2)の措置をとるにあつては、人命の安全確保を最優先とすること。

区分：「解除」

「大津波警報、津波警報解除」発表時発出

(1) 津波注意報等解除後、各船舶等は港内の状況把握に努め入港する等、適宜措置をとること。

(2) 解除後においても、港内の水路の安全が確認されるまでの間は、港長等から、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。

留意事項

避難船舶は、次の事項について留意すること。

- (1) 国際 VHF 無線を常時聴取するとともに、船舶電話等の通信手段を確保するものとする。
- (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置するものとする。
- (3) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認するものとする。
- (4) 自船の避難状況、津波の状況及び津波来襲後の異常の有無等について、可能な限り陸上関係者委に連絡するものとする。